

「第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）まで

意見提出者数：4名

提出意見件数：29件

意見番号	意見者番号	ページ数	項目	意見内容	市の考え方
1	1	46	第4章 6 障害児支援系サービス	乳幼児期と学童期のところ 広義で「社会的養護」としたと思われるが、「障害児施設」と具体的に書いたほうがわかりやすい。「社会的養護」は、乳児院や児童養護施設など狭義の意味でとらえる場合が多いと思われる。そこで暮らす障害のある子どものことを示したいのなら「社会的養護」でよい。	乳児院や児童養護施設等で暮らす障害のある子どもへの支援や、施設との連携について示しているため、「社会的養護」のままとします。
2	1	61	第5章 2 必須事業	事業実施に対する方策五つ目の○印「移動支援事業」 当事者や家族のニーズはどこにあるのかを調査し、事業の内容を見直す必要がある。通勤、通学に利用でき、車使った支援ができるように。「ファミリーサポート事業との制度・支援の隙間をなくす。」「地域での移動支援のしくみづくりで障害のある人を含めた支援の在り方を検討する。」などと具体的に書く。	地域生活支援事業の移動支援事業について、通勤は営利活動のため移動支援は認めていません。通学は、通学の訓練や保護者の病気等の場合一時的な利用を認めています。また、移動支援事業を含めて障害のある人の移動に関わる支援を検討するため、「福祉有償運送事業やボランティア輸送等と連携した支援体制づくりを進めていくとともに、ボランティアと障害当事者をコーディネートする仕組みづくりを検討するなど」と記載しています。
3	1	69	第5章 4 その他事業	事業実施に対する方策一つ目の○印「障害者扶助料」 現金給付に代わるサービスを個々に応じて用意できなければ、支給要件や給付額の縮減はしてはいけない。特にニーズに合うサービスがなくサービスを利用できない人たちへの配慮は必須になる。サービスを利用していない人たちへの調査を行い、ニーズにあうサービスを作り上げることから始める必要がある。そのことがわかるような記載を追加する。	障害に関わる今後の事業展開を考えていく中で、既存事業の見直しが必要となった際は、障害福祉サービスにかかる支出は法令で定められた義務的経費のため、扶助料のような市単独事業を中心に行わざるを得ないと考えます。その見直しを考えるときには、障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の意見を踏まえて検討していきます。
4	1	72	第6章 2 既存事業の見直しや統廃合	既存事業の見直しや整理統合9 行目 一律的な金銭給付型事業は、国が示している地域生活支援事業の要件に適用されないとあるが、要件にはあてはめなくとも市独自の事業として行っていけばよいのではないかと。ならばこの記載は削除する。	ご意見を参考にさせていただき、表現を修正しました。
5	1	72	第6章 2 既存事業の見直しや統廃合	既存事業の見直しや整理統合9 行目 一律的な現金給付から現物給付への転換について、根拠として障害者基本法の主旨とある。法のどこ（第何条）にそれが書かれているのかを記載する必要がある。	ご意見を参考にさせていただき、表現を修正しました。
6	1	76	参考資料 2 アンケート調査	障害のない人と障害者手帳がありサービスを利用していない人を一般として調査したが、別々の調査票を用いる必要があった。手帳がありサービスを利用していない人はニーズに合うサービスがないために利用していないことも考えられる。ニーズを聞き取り新しいサービスを検討する必要がある。	次回以降の計画策定時のアンケート調査において、よりニーズが把握できる調査となるよう検討していきます。

「第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）まで

意見提出者数：4名

提出意見件数：29件

意見番号	意見者番号	ページ数	項目	意見内容	市の考え方
7	2		第4章、第6章	<p>第4章以降の活動指標には、実績額あるは支出額、想定額として数字が書き込まれています。この様式は近隣他市町でも見られないものであり、日進市においても当初の様式ではこうした数字の明示はなかったですね。</p> <p>それを現在のような金額を明示するよう様式に変えた意図は何ですか？</p> <p>また、第6章「今後の施策の推進」の2.「既存事業の見直しや整理統合」を記した72ページ最下段に『一般財源である市負担額としても障害福祉サービス等だけで年額1億6千万円を超える新たな経費が必要になると考えられることから、その財源確保に取り組んでいく必要があります。』との記述がありますが、これは即新たな財源確保に取り組むという話ではなく、まず市全体の事業について見直すことが先ではありませんか？</p> <p>いま日進市は道の駅、スマートインターという必要性に大きな疑問が投げかけられている巨大大事業を進めようとしています。それぞれ数十億円規模の事業になると漏れ聞こえています。こうした事業の見直しを行えば、財源問題は解決です。</p> <p>高齢化社会の到来、労働環境の悪化（過労死の多発、ブラック企業の跋扈等）などで誰でもが障害者になってしまう可能性の高い時代。障害者が健康で文化的な最低限度の生活を送るために必要な施策が、全市民的な議論も深まっていない2大虚大事業の後回しになっていいわけがありません。</p> <p>担当課として、公僕としてそのことを主張し予算確保を行ってください。</p>	<p>第4章以降の活動指標については、前回以前の計画から記載しています。</p> <p>また、「道の駅」「スマートインター」については、第6次日進市総合計画の施策の主な事業として挙げられ、「日進市道の駅基本計画」「日進市の東郷PAにおけるスマートインターチェンジ基本計画」に基づいて取り組まれています。</p>
8	2		全般	<p>日進市の「第5次総合計画における進捗評価と課題」という資料には、障害者・障害福祉という大施策に対し、「障害者基本計画の進捗率」H21年の初期値10%に対して現状値が97.6%、「障害者（児）福祉サービスに対する満足度」H20年13.3%に対して現状値16.4%、「心身に障害がある状態になった場合に安心して生活できる地域であると思う人の割合」がH21年50.2%に対して現状値43.1%（現状値はいずれもH30年）という誠に不思議なデータが示されています。</p> <p>計画はほぼ完璧に達成できたのに、満足度は横ばい、不安感はむしろ増大しているって？？？</p> <p>まずこのデータは承知しておられましたか？</p> <p>このデータの奇妙さをどのように総括されていますか？</p> <p>総括されていないのであれば、計画はまた一から出直していただかなければならないですし、総括されたのであれば本計画案のどこに、どのように反映されているのか、回答してください。</p> <p>個人的な見解になりますが、これは日進市の特に障害者政策の根本的な欠陥の反映のように思われてなりません。つまり仏作って魂入れず。制度は作っても、運用が至らず。他市町と同じような計画を立てている。他市町と同じようなウエイトで予算も配分している。お金も使っている…。</p> <p>はずなのに施策の対象者の心に届かない。障害者の心に寄り添えない。</p> <p>なぜか？現場に行く、現場を視る、現場に聴く、現場を識るという障害者行政の基本がおざなりになっているから、この結果なのではないですか？</p> <p>人の量と質両方が求められる分野で担当の職員の方が頑張っておられるのはよくわかりますが、本当の成果を上げるためには何が必要なのか？そこをまずしっかり見つめないと、せっかくの頑張りも空回りに、血税使っても行政の自己満足に終わってしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>「障害者（児）福祉サービスに対する満足度」の値は、18歳以上の市民3,000人に対して実施した平成30年度市民意識調査の結果から引用されたものです。これとは別に、平成29年度に障害者・障害児の方約3,500人に対して実施した障害者の生活に関するアンケートでは、「障害福祉サービスに対する満足度」については、障害者の方で32.6%、障害児の方で50.6%の方が満足・やや満足と回答されており、障害福祉サービスに対しては、一定の評価をいただいているものと考えております。</p> <p>「心身に障害がある状態になった場合に安心して生活できる地域であると思う人の割合」の値も同じく平成30年度意識調査の結果を引用しております。正確には、市民意識調査の設問は、地域における助け合いについて「あなたは、ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時、地域に相談したり、助け合ったりする人がいますか。」を「いる・いない」で尋ねる設問となっており、障害福祉施策による安心感・不安感を尋ねるものとは趣旨が異なるものだと考えます。</p> <p>今回の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス利用者、障害福祉事業所等にアンケート調査を行い、その結果を本計画の第3章、第4章、第5章に反映させております。</p>

「第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）まで

意見提出者数：4名

提出意見件数：29件

意見番号	意見者番号	ページ数	項目	意見内容	市の考え方
9	2	25	第3章 4 福祉施設から一般就労への移行促進等	<p>障害者雇用に関しては、チャレンジ雇用の促進も施策のひとつとされています。過去5年間の日進市におけるチャレンジ雇用の実態を知りたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ雇用による被雇用者と各雇用期間、期間満了後の就労状況（当然固有名詞は不要）並びにどのような態勢でチャレンジ雇用を受け入れてきたのかを教えてください。 ・チャレンジ雇用は障害者サイドからも、民間企業側からも決して評価は高くありません。日進市自体がチャレンジという腰掛的な雇用ではなく、責任を持った雇用主として現状を切り開いていくという自律的な取り組みを行う予定・意思はありませんか？ 	<p>日進版チャレンジ雇用（施設外就労支援事業）は、市内にある就労移行支援事業所に業務委託し、当事業所の利用者の方が施設外就労の一環として市役所等の公共施設において市の業務の一部を行っていただくものです。</p> <p>平成27年度から令和元年度までの5年間で計103名の方が日進版チャレンジ雇用による施設外就労を利用され、うち13名の方が一般就労されています。</p> <p>業務時間中は事業所の支援員の方が同行して業務を実施いただいております。</p> <p>本市の雇用としては、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、日進市障害者活躍推進計画を策定し、障害者雇用について取り組みを進めているところです。</p>
10	2		全般	<ul style="list-style-type: none"> ・日進市はさまざまな分野で指定管理が広がってきていますが、指定管理業者への障害者雇用促進は求めていますか？求めているとすれば、どのような形でしょうか？ また指定管理の評価について、障害者雇用に関する項目は設けられていますか？設けていないのであれば、ぜひ求めるよう強く要請します。 	<p>障害者の雇用促進は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、事業者に一定の雇用について求められておりますが、指定管理業務を行う法人等においても、法に基づいて雇用の促進等に努めていただいていると考えております。本市においては、指定管理者の公募に使用する募集要領中で、関係法令等の遵守について明記しております。そのため、評価項目として障害者雇用に特化した項目は設けておりません。</p>
11	3		全般	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の福祉計画に基づいて、日進市としては具体的にどんな福祉計画にしていけるのでしょうか。実績に基づいて、3年間の数値目標を立て、どのように具現化していくのかが必要ではないかと思えます。 	<p>第3章以降に今後3年間の成果目標等を示しています。また、第6章において、今後の施策の推進について記載しています。</p>
12	3	23	第3章 2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域アセスメントの具体的な内容や、各実績や内訳が詳しく知りたい（例：障害手帳の診断名の内訳、自立支援医療の受給数、入院状況など） 	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における地域アセスメントについては、国が作成した手引きなども参考にしながら第6期計画期間の中で実施してまいります。</p>
13	3		全般	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談の実績数も内訳がわからないため、どのような方が、どのような福祉サービス（市街が多いのか、市内なのか等）を利用しているか知りたい。そこから日進市の障害者のニーズが見えてくるように感じる。 	<p>個人の詳細なサービス利用実態を網羅した集計は行っていませんが、障害者相談支援センター等の日頃障害のある人の相談に携わっている相談員が自立支援協会やその部会に参加し、市の障害福祉の課題に取り組む体制を図っています。</p>
14	3		第5章	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害の方は、就労に至る前の、社会と繋がる第1歩、そして就労しても日中活動の場としての機能を持った「地域活動支援センター」が必要だと感じている。 日進市においても地域生活支援事業の充実を盛り込んだ福祉計画が必要だと思う。 	<p>地域生活支援事業については第5章において今後の活動指標を示しています。</p>
15	3	23	第3章 2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、「協議の場を設置する」とあるが、具体的にどこが中心となって、どのような形で協議の場を設けようと考えられているか。 障害者自立支援協議会の中の専門部会に「精神保健福祉部会」のような、精神障害者の方の支援等を中心に考える部会を設立した方が良いのではないかと。 	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における協議の場については、障害者自立支援協議会を充てる予定です。</p> <p>また、地域アセスメントや具体的な取組を検討・推進するためには、精神障害者の方の支援に関わる関係機関の方に参画いただける場を設ける必要はあると考えます。</p>
16	3		全般	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会の各専門部会から、抽出された問題点や課題を整理し、自立支援協議会でしっかりと検討され、数値目標も含めて、具現化できる方向が見えてくると良い。 	<p>自立支援協議会と各専門部会とが連携して取組を進められるよう運営方法を工夫してまいります。</p>

「第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）まで

意見提出者数：4名

提出意見件数：29件

意見番号	意見者番号	ページ数	項目	意見内容	市の考え方
17	3	24	第3章 3 地域生活支援拠点等有する機能の充実	・地域生活支援拠点については面的な整備はされているとあるが、具体的に見えてくるのは居室確保事業のみである。障害者が安心して地域で継続的に暮らすために、具体的に何が必要か、日進市の社会資源の中で、顔が見える関係で連携していくことが必要だと感じているが、それを具体的に進めるために、どこが事務局となり、どのような形で整備していくのか。	地域生活支援拠点等の整備については、ケアマネジメント部会で検討を行ってきたところですが、充実を図っていくには、ご意見にもあるとおり、それぞれの機能を担っていただく事業者間での連携が不可欠だと考えます。事業所同士の交流については、障害者自立支援協議会専門部会や障害者相談支援センターの事業の中で機会が提供できるよう努めてきました。さらなる顔が見える関係づくりの場については、市や障害者相談支援センターだけでなく、各事業者の方にも運営に参画していただきたいと考えますので、その際には皆様のご協力をお願いいたします。
18	3	24	第3章 3 地域生活支援拠点等有する機能の充実	・居室確保事業の事業所数の目標数値は確認できるが、登録事業所数が増えれば充実が図れるのでしょうか。実際、どんな時に誰が使えるのか、だれに問い合わせをすればいいのか等、日進市バージョンを支援者に詳細を周知してもらえる機会があると、実績につながっていくのではないかと。	居室確保事業の充実を図る上で、事業に協力いただける事業所が増えることは一定の効果があると考えます。利用方法等の周知については、相談支援を含めた事業所と体制づくりを進める中で、今後の課題として検討させていただきます。
19	3		第3章、第4章、第5章	・「関連する活動指数」に掲げている、項目の内容は、どこをみたら確認できるのか知りたい。	関連する活動指標については、第4章、第5章に記載があります。また、第3章の活動指標にも、令和5年度の見込値を追記しました。
20	3	11	第1章	・精神障害者保健福祉手帳交付者数の80代～90代の方は、いつ取得されたのかを知りたい。	80歳以上の交付者のうち、50歳代での取得者が2.6%、60歳代が5.3%、70歳代が44.7%、80歳代が42.1%、90歳代が5.3%となっています。
21	3		全般	・事業所の横のつながりをつくり、顔が見える関係性をつくっていききたい。各事業所の困っていることや現状などを出し合い、交流できる場が欲しい。 (例：障害者施設団体連絡会みたいな)	事業所同士の交流については、障害者自立支援協議会専門部会や障害者相談支援センターの事業の中で機会が提供できるよう努めてきました。さらなる顔が見える関係づくりの場、交流の場づくりについては、市や障害者相談支援センターだけでなく、各事業者の方にも運営に参画していただきたいと考えますので、その際には皆様のご協力をお願いいたします。
22	4	28,44	第3章 7 障害の早期発見と障害児支援体制の整備	・計画相談支援等の事業者数の目標値が示されていますが、特に障害児相談支援については、開所当時の市の補助金が削減されてきている実態がある中、現状の相談支援事業者の維持すら難しいのではと危惧しています。いまだ障害児相談支援は、「親支援」も重要で、きめ細かい寄り添いが必要です。目標値は大人の相談支援と一緒にしているようなので、2項目とする方がよりよいと考えます。(44Pも)	障害児相談支援事業所については、者の相談支援である特定相談支援事業所の指定を併せて受ける必要があるため、事業所数は者と児を分けておりません。
23	4	30,49	第3章 7 障害の早期発見と障害児支援体制の整備	・重症心身障害児の放課後児童デイの受け入れについては、支援体制の強化が急務です。特に中学生以上で他害の恐れのある児童生徒に関しては専門性のあるアドバイザーの巡回相談、体力的に対応可能な男性スタッフの加配措置などで、受け入れが可能になる場合があります。現状では放課後に行き場のない子がある現状を改善する姿勢について、具体的な支援策を文中に含めることを強く求めます。	重症心身障害児とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある子どものことを指します。第3章の7に記載のあるとおり、重症心身障害児の受け入れ可能な児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。その他、様々な事情により放課後等デイサービスでの受け入れが困難なケースについては、個別支援会議等で具体的な支援策について検討していきます。
24	4	39	第4章 3 就労系サービス	・就労系サービス 必要見込み量確保の方策。現在、豊明や長久手で農福連携の視点から事業に参入する企業が実績をあげています。官民連携で障害を持つ人達の就労、自立を促進する取り組みも、今後必要ではないでしょうか。また就労継続支援B型の事業所への支援がまだまだ足りないと感じます。関わるスタッフへの研修、処遇改善など、市としても継続的な支援をしていくことを入れて欲しいです。	障害のある方々の就労に関わる様々な課題について、障害者自立支援協議会就労部会において、関係機関の方々とともに検討しています。市が事業所に対してさらにどのような支援を行っていくべきか、部会の中で意見をいただき、検討していきます。

「第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画(案)」パブリックコメント実施結果について

意見募集期間：令和3年1月4日（月）から令和3年2月3日（水）まで

意見提出者数：4名

提出意見件数：29件

意見番号	意見者番号	ページ数	項目	意見内容	市の考え方
25	4	45	第4章 6 障害児支援系サービス	・障害児支援系サービス 必要見込み量のところで「児童発達支援（医療型）」「児童発達支援（居宅訪問型）」は、令和2年8月時点で利用者はなく、必要見込み量は 利用者1人が月5日利用すると想定して算出」とありますが、その下の活動目標の所では12人とあります。これは現在のニーズ調査を元に行っているのでしょうか。また令和2年に、医療的ケア児支援コーディネーターはひとり配置とありますが、利用者が昨年度はあったという理解でよいのでしょうか。数値的な疑問があります。	「児童発達支援（医療型）」「児童発達支援（居宅訪問型）」について、必要見込み量は利用者1人が月5日利用することを想定して算出しており、活動指標については、延べ人数、延べ回数となりますので、1人×12か月＝12人、5回×12か月＝60回となります。 医療的ケア児支援コーディネーターは1人配置済みであり、医療的ケアの必要な児童について保護者等から相談を受け、必要な支援のコーディネートをする役割を担っています。
26	4	52	第4章 7 子ども・子育て支援系サービス	・子ども・子育て支援系サービス。必要見込み量の確保策。放課後児童デイではその子にあった学習支援等をおこなっていますが、学校生活の情報を得る機会がありません。特に支援学級のカリキュラムの情報があればフォローも可能です。福祉と教育の連携強化を入れてほしいです。また発達障害と判断されてきた子どもでも高学年になると非常に落ち着いてきて、問題がない場合があります。その後の人生のソーシャルスキルを考えた時に、放課後児童クラブや放課後子ども教室への移行もあってよいと考えますが、その場合の移行支援のしくみも必要と思われる。	本市では、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進しており、子ども・子育て支援系サービス（保育所や放課後児童クラブ等）での障害児の受け入れの推進や教育関係機関との連携強化については、第3章の7に記載してあります。現状においても、障害が軽度～中度のお子様については、放課後等デイサービスの利用だけでなく、放課後児童クラブや放課後子ども教室との並行利用を推奨しています。
27	4	53	第4章 7 子ども・子育て支援系サービス	・障害者福祉センターの研修機能ですが、より専門知識を得ていただくためにぜひ小中の特別支援学級担任の先生対象の研修を夏休みに実施してほしいです。	自立支援協議会こども部会において、教育委員会と連携し小中学校の特別支援教育コーディネーター向けの研修を実施しています。開催時期や研修対象者につきましては検討事項の一つとさせていただきます。
28	4	69	第5章 4 その他事業	・障害者扶助料の見直しについて示されています。前回の減額見直しでも大変な議論がありました。現金支給→現物支給にという考えのみで安易に踏み込むべきではない重い課題があり、本計画への記載について再考してください。	歳入の減少や義務的経費の増加が見込まれる中、障害福祉に関わる今後の事業展開を考えていく際には、場合によっては既存事業の見直しにより、財源確保を図る必要もあります。障害福祉サービスにかかる支出は法令で定められた義務的経費のため、既存事業の見直しは、市単独事業を中心に行わざるを得ません。なお、その必要性を考えるときには障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の意見を踏まえて検討していきます。
29	5		全般	高齢化が進むと、障害者が増える傾向がある。 従って、財政支出が増えるのを抑えるために、他の活動と一体化せざるを得ない。 ここでは、一体化ではなく、角度を変えた支出を考えたい。 最も重要なのは、高齢者の障害者化を防ぐことであるので、デイサービスへの参加を促進する方策を強めるべきである。障害者福祉への支出よりも効果的だと思う。	高齢者に対する施策は高齢者福祉計画の所管となりますが、同計画では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等により、デイサービスに限らず、健康づくりの促進に努めることとしています。